

資料3 法改正等の動き

1 地域共生社会の実現に関する法改正

- 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律
(令和2年6月公布、令和3年4月施行(一部の規定は公布日等施行))

<改正の趣旨>

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

<改正の概要>

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援(社会福祉法、介護保険法)
- 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進(介護保険法、老人福祉法)
- 医療・介護のデータ基盤の整備の推進(介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律)
- 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化(介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律)
- 社会福祉連携推進法人制度の創設(社会福祉法)

2 障害福祉に関する法改正

- 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律
(令和元年6月公布、令和2年4月施行(一部の規定は公布日等施行))

<改正の趣旨>

障害者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずる。

<改正の概要>

- 障害者の活躍の場の拡大に関する措置
- 国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置

3 生活困窮に関する法改正

- 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律
(平成30年6月公布、平成30年10月施行(一部の規定は公布日等施行))

<改正の趣旨>

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもへの進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

<改正の概要>

- 生活困窮者の自立支援の強化(生活困窮者自立支援法)
- 生活保護制度における自立支援の強化、適正化(生活保護法、社会福祉法)
- ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進(児童扶養手当法)

4 子育てに関する法改正

- 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律
(令和元年6月公布、令和2年4月施行(一部の規定は令和4年及び令和5年4月1日施行))

<改正の趣旨>

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の措置を講ずる。

<改正の概要>

- 児童の権利擁護(児童虐待防止法及び児童福祉法)
- 市区町村及び児童相談所の体制強化等(児童虐待防止法及び児童福祉法)
- 児童相談所の設置促進(児童福祉法)
- 関係機関間の連携強化(児童虐待防止法及び児童福祉法)
- 検討事項等

- 子どもの貧困対策の推進に関する法律(令和元年6月公布、令和元年9月施行)

<改正の趣旨>

目的規定に、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、貧困解消に向けて、児童の権利条約の精神に則り推進することを明記。

<改正の概要>

- 市区町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務を課す。